

## 有料老人ホーム 重要事項説明書

作成日 2019年07月01日

## 1 事業主体概要

事業主体名	株式会社ベネッセスタイルケア
代表者	代表取締役 滝山 真也
所在地	〒163-0905 東京都新宿区西新宿二丁目3番1号 新宿モノリスビル
電話番号	03-6836-1111
ホームページアドレス	http://www.benesse-style-care.co.jp/
資本金(基本財産)	1億円
主な出資者(出捐者)とその金額又は比率※1	株式会社ベネッセホールディングス 100%
設立年月日	1995年09月07日
直近の事業収支決算額※2	(収益) 114,166百万円 (費用) 108,618百万円 (損益) 5,548百万円
主要取引金融機関	三井住友銀行
会計監査人との契約	有 有限責任監査法人トーマツ
他の主な事業	介護保険指定事業(訪問介護、通所介護他)、保育事業

※1 出資(出捐)額の多い順に上位3者の氏名又は名称並びに各出資(出捐)額又は比率を記入。

※2 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費及び一般管理費+営業外費用、損益は経常利益とする。

## 2 施設概要

施設名	ボンセジュール武蔵新城	
施設の類型及び表示事項	類型	<input checked="" type="checkbox"/> 1 介護付 ( <input checked="" type="checkbox"/> 一般型 <input type="checkbox"/> 外部サービス利用型 ) <input type="checkbox"/> 2 住宅型 <input type="checkbox"/> 3 健康型
	居住の権利形態	<input checked="" type="checkbox"/> 1 利用権方式 <input type="checkbox"/> 2 建物賃貸借方式 <input type="checkbox"/> 3 終身建物賃貸借方式
	入居時の要件	<input type="checkbox"/> 1 自立 <input type="checkbox"/> 2 要介護 <input type="checkbox"/> 3 要支援・要介護 <input checked="" type="checkbox"/> 4 自立・要支援・要介護
	介護保険	<input checked="" type="checkbox"/> 1 指定介護保険特定施設 (番号 1475301873、指定年月日 2012年04月01日) <input type="checkbox"/> 介護専用型 <input checked="" type="checkbox"/> 混合型 <input type="checkbox"/> 混合型(外部サービス利用型) <input type="checkbox"/> 地域密着型 <input type="checkbox"/> 介護予防 <input type="checkbox"/> 介護予防(外部サービス利用型) <input type="checkbox"/> 2 介護保険在宅サービス利用可
	居室区分	<input checked="" type="checkbox"/> 1 全室個室(夫婦等居室含む) <input type="checkbox"/> 2 相部屋あり
	介護に関わる職員体制	2.5 : 1 以上
	提携ホームの利用等	<input type="checkbox"/> 1 提携ホーム利用可 ( ) <input type="checkbox"/> 2 提携ホーム移行型 ( )
開設年月日	2012年04月01日	
施設の管理者名	阿部 直樹	
所在地	〒213-0022 神奈川県川崎市高津区千代 773-2	
電話番号	044-740-0031	
交通の便※3	JR南武線「武蔵新城駅」下車、徒歩13分(約1km)	
ホームページアドレス	http://www.benesse-style-care.co.jp/	

敷地概要※4	権利形態 <input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 借地 (借地の場合の契約形態) <input type="checkbox"/> 通常借地契約 <input type="checkbox"/> 定期借地契約 (借地の場合の契約期間) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (通常借地契約における自動更新条項の有無) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 敷地面積 1233.71 m <sup>2</sup>																																																																																										
建物概要	権利形態 <input type="checkbox"/> 所有 <input checked="" type="checkbox"/> 借家 (借家の場合の契約形態) <input checked="" type="checkbox"/> 通常借家契約 <input type="checkbox"/> 定期借家契約 (借家の場合の契約期間) 2006年10月27日～2026年10月26日 (通常借家契約における自動更新条項の有無) <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上4階建 1棟 (耐火建築物) 延床面積 1710.44 m <sup>2</sup> (うち、有料老人ホーム 1710.44 m <sup>2</sup> ) 建築年月日 1985年02月21日建築 改築年月日 2005年11月改築 建築確認の用途指定 <input checked="" type="checkbox"/> 有料老人ホーム <input type="checkbox"/> その他( )																																																																																										
居室、一時介護室の概要	居室総数 46室 定員 49人(一時介護室を除く) (内訳) <table border="1" data-bbox="544 658 1358 943"> <thead> <tr> <th></th> <th>居室定員</th> <th>室数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">居室</td> <td>個室</td> <td>46室</td> <td>13.0 m<sup>2</sup> ~ 26.7 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>うち2人定員</td> <td>4室</td> <td>26.7 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>2人部屋(相部屋)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1人部屋(相部屋)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一時介護室</td> <td>個室</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2人部屋(相部屋)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1人部屋(相部屋)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				居室定員	室数	面積	居室	個室	46室	13.0 m <sup>2</sup> ~ 26.7 m <sup>2</sup>	うち2人定員	4室	26.7 m <sup>2</sup>	2人部屋(相部屋)			1人部屋(相部屋)			一時介護室	個室			2人部屋(相部屋)			1人部屋(相部屋)																																																															
	居室定員	室数	面積																																																																																								
居室	個室	46室	13.0 m <sup>2</sup> ~ 26.7 m <sup>2</sup>																																																																																								
	うち2人定員	4室	26.7 m <sup>2</sup>																																																																																								
	2人部屋(相部屋)																																																																																										
	1人部屋(相部屋)																																																																																										
一時介護室	個室																																																																																										
	2人部屋(相部屋)																																																																																										
	1人部屋(相部屋)																																																																																										
共用施設・設備の概要(設置箇所、面積、設備の整備状況等)	<table border="1" data-bbox="512 976 1382 2051"> <tbody> <tr> <td>共同生活室(エントリの場合)</td> <td>設置階</td> <td>( )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>食堂(機能訓練スペース兼用)</td> <td>設置階</td> <td>1階</td> <td>( 129.6 m<sup>2</sup> )</td> </tr> <tr> <td>浴室(一般浴槽)</td> <td>設置階</td> <td>1階 1階個浴</td> <td>( 21.9 m<sup>2</sup> 2.5 m<sup>2</sup> )</td> </tr> <tr> <td>浴室(特別浴槽)</td> <td>設置階</td> <td>1階</td> <td>( 14.8 m<sup>2</sup> )</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>設置箇所</td> <td>各居室 1・3階 共用部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗面設備</td> <td>設置箇所</td> <td>各居室 各階共用部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康管理室</td> <td>設置階</td> <td>1階</td> <td>( 13 m<sup>2</sup> )</td> </tr> <tr> <td>談話室/応接室/面談室</td> <td>設置階</td> <td>1階</td> <td>( 26 m<sup>2</sup> )</td> </tr> <tr> <td>多目的室</td> <td>設置階</td> <td>( )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>応接室/面談室/相談室</td> <td>設置階</td> <td>( )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務室</td> <td>設置階</td> <td>1階</td> <td>( 24.8 m<sup>2</sup> )</td> </tr> <tr> <td>宿直室</td> <td>設置階</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗濯室</td> <td>設置階</td> <td>1階 2階 3階 4階</td> <td>( 計 38.9 m<sup>2</sup> )</td> </tr> <tr> <td>個人洗濯室</td> <td>設置階</td> <td>( )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚物処理室(洗濯室兼用)</td> <td>設置階</td> <td>1階 2階 3階 4階</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>看護・介護職員室(1階 事務室兼用)</td> <td>設置階</td> <td>1階 2階 3階 4階</td> <td>( 計 63.8 m<sup>2</sup> )</td> </tr> <tr> <td>機能訓練室(食堂兼用)</td> <td>設置階</td> <td>1階</td> <td>( 129.6 m<sup>2</sup> )</td> </tr> <tr> <td>健康・生きがい施設</td> <td>設置階</td> <td>他の共用施設との兼用</td> <td>有 ( )</td> </tr> <tr> <td>外来者宿泊室</td> <td>設置階</td> <td>( )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター ※5</td> <td>1基(ストレッチャー搬入可)</td> <td>1基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー</td> <td>設置箇所</td> <td>法令に基づき設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>居室のある区域の廊下幅</td> <td>両手すり設置後の有効幅員</td> <td>片廊下</td> <td>( 1.3m )</td> </tr> </tbody> </table>			共同生活室(エントリの場合)	設置階	( )		食堂(機能訓練スペース兼用)	設置階	1階	( 129.6 m <sup>2</sup> )	浴室(一般浴槽)	設置階	1階 1階個浴	( 21.9 m <sup>2</sup> 2.5 m <sup>2</sup> )	浴室(特別浴槽)	設置階	1階	( 14.8 m <sup>2</sup> )	便所	設置箇所	各居室 1・3階 共用部		洗面設備	設置箇所	各居室 各階共用部		健康管理室	設置階	1階	( 13 m <sup>2</sup> )	談話室/応接室/面談室	設置階	1階	( 26 m <sup>2</sup> )	多目的室	設置階	( )		応接室/面談室/相談室	設置階	( )		事務室	設置階	1階	( 24.8 m <sup>2</sup> )	宿直室	設置階			洗濯室	設置階	1階 2階 3階 4階	( 計 38.9 m <sup>2</sup> )	個人洗濯室	設置階	( )		汚物処理室(洗濯室兼用)	設置階	1階 2階 3階 4階	( )	看護・介護職員室(1階 事務室兼用)	設置階	1階 2階 3階 4階	( 計 63.8 m <sup>2</sup> )	機能訓練室(食堂兼用)	設置階	1階	( 129.6 m <sup>2</sup> )	健康・生きがい施設	設置階	他の共用施設との兼用	有 ( )	外来者宿泊室	設置階	( )		エレベーター ※5	1基(ストレッチャー搬入可)	1基		スプリンクラー	設置箇所	法令に基づき設置		居室のある区域の廊下幅	両手すり設置後の有効幅員	片廊下	( 1.3m )
共同生活室(エントリの場合)	設置階	( )																																																																																									
食堂(機能訓練スペース兼用)	設置階	1階	( 129.6 m <sup>2</sup> )																																																																																								
浴室(一般浴槽)	設置階	1階 1階個浴	( 21.9 m <sup>2</sup> 2.5 m <sup>2</sup> )																																																																																								
浴室(特別浴槽)	設置階	1階	( 14.8 m <sup>2</sup> )																																																																																								
便所	設置箇所	各居室 1・3階 共用部																																																																																									
洗面設備	設置箇所	各居室 各階共用部																																																																																									
健康管理室	設置階	1階	( 13 m <sup>2</sup> )																																																																																								
談話室/応接室/面談室	設置階	1階	( 26 m <sup>2</sup> )																																																																																								
多目的室	設置階	( )																																																																																									
応接室/面談室/相談室	設置階	( )																																																																																									
事務室	設置階	1階	( 24.8 m <sup>2</sup> )																																																																																								
宿直室	設置階																																																																																										
洗濯室	設置階	1階 2階 3階 4階	( 計 38.9 m <sup>2</sup> )																																																																																								
個人洗濯室	設置階	( )																																																																																									
汚物処理室(洗濯室兼用)	設置階	1階 2階 3階 4階	( )																																																																																								
看護・介護職員室(1階 事務室兼用)	設置階	1階 2階 3階 4階	( 計 63.8 m <sup>2</sup> )																																																																																								
機能訓練室(食堂兼用)	設置階	1階	( 129.6 m <sup>2</sup> )																																																																																								
健康・生きがい施設	設置階	他の共用施設との兼用	有 ( )																																																																																								
外来者宿泊室	設置階	( )																																																																																									
エレベーター ※5	1基(ストレッチャー搬入可)	1基																																																																																									
スプリンクラー	設置箇所	法令に基づき設置																																																																																									
居室のある区域の廊下幅	両手すり設置後の有効幅員	片廊下	( 1.3m )																																																																																								
消防用設備等	消火器 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 自動火災報知設備 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																																																																										

	火災通報設備	■有 □無
	スプリンクラー	■有 □無
	防火管理者	■有 □無
	防災計画(水害・土砂災害を含む)	■有 □無
緊急通報装置等緊急連絡・安否確認	緊急通報装置等の種類及び設置箇所 各居室、共用トイレ、浴室・脱衣室にナースコール設置 安否確認の方法・頻度等 定期的な巡回：(別添1) 介護サービス等の一覧表・有料サービス一覧表参照	
同一敷地内の併設施設又は事業所等の概要※6	無し	
有料老人ホーム事業の提携ホーム及び提携内容	無し	

※3 最寄りの交通機関からの距離を徒歩で示す場合は、1分を80m以下の距離で換算すること。

※4 借地契約を締結していない場合は、敷地面積のみ記入する。

※5 ここでいうストレッチャーは標準仕様のものとする。

※6 同一建物内の施設は全て、営業主と面積とともに記入する。併設施設又は事業所等が、介護保険法により居宅サービス事業者として指定されている場合(指定居宅介護支援を含む。)は、その種類と番号を記載すること。

### 3 利用料 ※7

#### (1) 利用料の支払方式

支払方式※8	□一時金方式 □月払い方式 ■選択方式	
入院等による不在時における利用料金(月払い)の取扱い	① 減額なし(食材費・介護保険給付費以外の利用料) ② 日割計算で減額(介護保険給付費)、1食単位で減額(食材費) ③ 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額	
利用料金の改定	条件	・月額施設利用料および有料サービスの単価については、消費者物価指数及び人件費、また諸種の経済状況の変化などを勘案し、事業の安定的継続の視点から、運営懇談会の意見を聞いて、改定する場合があります。 ・介護保険給付費については、介護保険の介護給付基準が変更される場合には、それに応じて変動します。 ・自立者生活支援費用については、消費者物価指数および人件費、また諸種の経済状況の変化や介護保険制度の改正などを勘案し、事業の安定的継続の視点から、運営懇談会の意見を聞いて、改定する場合があります。 ・入居金、敷金、家賃相当額および介護保険給付費は消費税非課税です。それ以外の費用には消費税が課税されます。消費税率が改定になった場合は、改定内容及び法令等の定めにしたがい、利用料も変更になります。
	手続き	

#### (2) 一時金方式

費用の支払い方法※9	・入居金は契約締結後、請求書を発行いたします。お支払方法は、請求書記載の振込期日までに指定銀行口座へお振込みのみとさせていただきます。 ・月額利用料その他は、原則、毎月自動振替 前月の利用に係る料金その他精算を必要とする費用に関する請求書を毎月15日までに送付します。自動振替の場合は当月26日にご指定いただいた銀行口座より引き落とし、お振込みの場合は当月26日までに指定口座にお振込み願います。 ※26日が金融機関の休業日の場合は翌営業日 ※金融機関での手続きが完了するまでの1～2ヶ月間は銀行口座へのお振込みとなります。
入居一時金(介護費用の一時金除く)	1 法第29条第6項に規定される前払い金 4,200,000円～12,000,000円(標準入居金) 2 上記以外の一時金 円 ～ 円
想定居住期間又は償却期間	60ヶ月(想定居住期間)
算定の基礎(内訳)	<b>【入居金】</b> ・入居金は居室および共用施設の家賃相当額の一部です。 ・Aタイプは1人部屋、Bタイプは定員2人部屋を表します。 *面積や眺望等により、家賃相当額が異なる居室(例、A1・A2等)があります。 ※なお、表中の金額は利用開始日における利用者の満年齢が満75歳以上の場合に適用される標準入居金額です。  <入居金の算定方法> 入居金は、以下の算定式に則って算定しております。 ①入居金(家賃相当額の一部) = ②1か月分の家賃の額の一部 × ③想定居住期間*1 + ④想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えてベネッセスタイルケアが受領する額*2

	<p>*1 当社既存ホームの実績を元に統計的に算定し、60ヶ月と設定しております。 *2 想定居住期間を超えて入居が継続している場合に必要な家賃相当額として算定し、標準入居金額の30%としております。</p> <p>※A1 タイプ 入居金型契約_a の場合 ① 4,200,000円 ② (1ヶ月目) 49,000円 ② (2ヶ月目～60ヶ月目) 49,000円 ③ 60ヶ月 ④ (①×30%) 1,260,000円</p> <p>利用開始日における利用者の満年齢に応じて、入居金の額が変動します。 &lt;75歳以上の方&gt;標準入居金を適用します。 &lt;75歳未満の方&gt;標準入居金に、以下の金額を加算した金額を適用します。 ◇月次償却額に、利用開始日から起算して、利用者の満75歳の誕生日までの月数(1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げ。)を乗じた額</p>																																																																					
解約時の返還金(算定方法等)	<p>利用者の年齢にかかわらず、契約終了日が償却期間を経過していない場合には、月次償却額に、「残月数(※)」を乗じた金額を返還します。このとき、利用契約または償却期間が途中で終了する場合には、当該月における未償却日数分の返還額(月次償却額を30で除した日割り計算にて算出)と合計して返還します。 ※「残月数」は、償却期間から利用開始日が属する月から起算して契約が終了または解約された日が属する月までの月数を減じた月数を指します。ただし、その計算結果が0以下となる場合、残月数は0とします。</p> <p>※標準入居金の30%は、利用開始日から3ヶ月を経過すると返還されません。 ※入居金償却期間を超えた場合、返還はありません。また、追加の入居金を支払う必要もありません。 ※居室の原状回復のための実費を差し引かれることがあります。 ※利用開始日から3ヶ月以内に契約が終了した場合、入居金全額を利用者に返還します。この場合、月額施設利用料、有料サービスの対価のほか、利用契約に定める「本契約が3ヶ月以内に終了した場合の家賃相当額」に「利用開始日から契約終了日までの日数」を乗じて算出した金額をお支払いいただきます。</p>																																																																					
返還の対象とならない額の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (1,260,000～3,600,000円)																																																																					
初期償却の開始日	利用開始日																																																																					
介護費用の一時金	円～円																																																																					
算定の基礎(内訳)																																																																						
解約時の返還金(算定方法等)																																																																						
返還の対象とならない額の有無																																																																						
初期償却の開始日																																																																						
月額利用料	164,227円～388,454円																																																																					
年齢に応じた金額設定	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有																																																																					
要介護度に応じた金額設定	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有																																																																					
料金プラン※10 (単位:円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">プラン</th> <th rowspan="2">入居金</th> <th rowspan="2">月額利用料</th> <th colspan="6">内訳</th> </tr> <tr> <th>管理費</th> <th>介護費用</th> <th>食費</th> <th>光熱水費</th> <th>家賃相当額</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A1タイプ 入居金型契約_a</td> <td>4,200,000</td> <td>194,227</td> <td>123,197</td> <td>0</td> <td>22,710</td> <td>一部実費</td> <td>48,320</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>A1タイプ 入居金型契約_基本</td> <td>4,800,000</td> <td>184,227</td> <td>123,197</td> <td>0</td> <td>22,710</td> <td>一部実費</td> <td>38,320</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>A1タイプ 入居金型契約_b</td> <td>6,000,000</td> <td>164,227</td> <td>123,197</td> <td>0</td> <td>22,710</td> <td>一部実費</td> <td>18,320</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>A2タイプ 入居金型契約_a</td> <td>4,700,000</td> <td>194,227</td> <td>123,197</td> <td>0</td> <td>22,710</td> <td>一部実費</td> <td>48,320</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>A2タイプ 入居金型契約_基本</td> <td>5,300,000</td> <td>184,227</td> <td>123,197</td> <td>0</td> <td>22,710</td> <td>一部実費</td> <td>38,320</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>A2タイプ 入居金型契約_b</td> <td>6,500,000</td> <td>164,227</td> <td>123,197</td> <td>0</td> <td>22,710</td> <td>一部実費</td> <td>18,320</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	プラン	入居金	月額利用料	内訳						管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	その他	A1タイプ 入居金型契約_a	4,200,000	194,227	123,197	0	22,710	一部実費	48,320	—	A1タイプ 入居金型契約_基本	4,800,000	184,227	123,197	0	22,710	一部実費	38,320	—	A1タイプ 入居金型契約_b	6,000,000	164,227	123,197	0	22,710	一部実費	18,320	—	A2タイプ 入居金型契約_a	4,700,000	194,227	123,197	0	22,710	一部実費	48,320	—	A2タイプ 入居金型契約_基本	5,300,000	184,227	123,197	0	22,710	一部実費	38,320	—	A2タイプ 入居金型契約_b	6,500,000	164,227	123,197	0	22,710	一部実費	18,320	—
	プラン				入居金	月額利用料	内訳																																																															
		管理費	介護費用	食費			光熱水費	家賃相当額	その他																																																													
	A1タイプ 入居金型契約_a	4,200,000	194,227	123,197	0	22,710	一部実費	48,320	—																																																													
	A1タイプ 入居金型契約_基本	4,800,000	184,227	123,197	0	22,710	一部実費	38,320	—																																																													
	A1タイプ 入居金型契約_b	6,000,000	164,227	123,197	0	22,710	一部実費	18,320	—																																																													
	A2タイプ 入居金型契約_a	4,700,000	194,227	123,197	0	22,710	一部実費	48,320	—																																																													
A2タイプ 入居金型契約_基本	5,300,000	184,227	123,197	0	22,710	一部実費	38,320	—																																																														
A2タイプ 入居金型契約_b	6,500,000	164,227	123,197	0	22,710	一部実費	18,320	—																																																														

プラン	入居金	月額利用料	内訳					
			管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	その他
B1 タイプ 入居金型契約 _a (1名利用)	7,400,000	357,644	238,294	0	22,710	一部実費	96,640	—
B1 タイプ 入居金型契約 _基本 (1名利用)	8,600,000	337,644	238,294	0	22,710	一部実費	76,640	—
B1 タイプ 入居金型契約 _b (1名利用)	11,000,000	297,644	238,294	0	22,710	一部実費	36,640	—
B1 タイプ 入居金型契約 _a (2名利用)	7,400,000	388,454	246,394	0	45,420	一部実費	96,640	—
B1 タイプ 入居金型契約 _基本 (2名利用)	8,600,000	368,454	246,394	0	45,420	一部実費	76,640	—
B1 タイプ 入居金型契約 _b (2名利用)	11,000,000	328,454	246,394	0	45,420	一部実費	36,640	—
B2 タイプ 入居金型契約 _a (1名利用)	8,400,000	357,644	238,294	0	22,710	一部実費	96,640	—
B2 タイプ 入居金型契約 _基本 (1名利用)	9,600,000	337,644	238,294	0	22,710	一部実費	76,640	—
B2 タイプ 入居金型契約 _b (1名利用)	12,000,000	297,644	238,294	0	22,710	一部実費	36,640	—
B2 タイプ 入居金型契約 _a (2名利用)	8,400,000	388,454	246,394	0	45,420	一部実費	96,640	—
B2 タイプ 入居金型契約 _基本 (2名利用)	9,600,000	368,454	246,394	0	45,420	一部実費	76,640	—
B2 タイプ 入居金型契約 _b (2名利用)	12,000,000	328,454	246,394	0	45,420	一部実費	36,640	—
算定根拠 ※11	管理費	施設の維持・管理費、水道費、共用部の電気料金、厨房運営費等						
	介護費用	要介護認定が自立の場合：「自立」は介護保険給付の対象とはなりません。「自立者生活支援費用」をご負担いただきます。 自立者生活支援費用 69,635 円 ※介護保険サービスの自己負担額は含まれていません。						
	食費	【食材費】 朝食 237 円、昼食 271 円、夕食 249 円 1 日当たり 757 円×30 日で積算（一人当たり）						
	光熱水費	居室内の電気料金は実費、それ以外は管理費に含みます。						
	家賃相当額	【家賃相当額・入居金】 居室および共用施設の家賃相当額で、近隣相場を勘案し設定しています。						
	その他	なし						
月額利用料に含まれない 実費負担等 ※12	医療費、紙おむつ等の介護消耗品、化粧品、衣類、クリーニング、理容・美容、嗜好品等、専ら利用者の個人的利用、使用に係る費用、については実費をご負担いただきます。また、有料サービスの利用料および月額利用料に含まれないサービス等は、(別添1) 介護サービス等の一覧表・有料サービス一覧表に定めるとおりです。							
介護保険に係る利用料※13 (介護保険給付費の自己負担額は、介護保険の「負担割合証」に記載されている自己負担割合に基づき計算された金額が自己負担)	利用者ごと、要介護（要支援）認定の結果に応じて、以下のようになります。 ※「基本報酬」に、「夜間看護体制加算」「医療機関連携加算」「個別機能訓練加算」「生活機能向上連携加算（100 単位/月）」「介護職員処遇改善加算」「サービス提供体制強化加算（18 単位/日）」「口腔衛生管理体制加算」を含めた 1 割負担の方の場合における自己負担額（目安）です。 「入居継続支援加算」「看取り介護加算」「退院・退所時連携加算」は含まれていません。							

なお、下表の金額は、「入居継続支援加算」を算定した場合に、要介護の方の負担は増加するなど、算定した加算の内容等によって実際の自己負担額と異なる場合があります。

※自己負担割合が2割の場合の自己負担額は、1割の場合の概ね2倍の金額に、3割の場合は、1割の場合の概ね3倍の金額になります。

特定施設入居者生活介護

	月額	自己負担額 (1割負担の場合)
要介護 1	202,168 円	20,217 円
要介護 2	224,787 円	22,479 円
要介護 3	248,800 円	24,880 円
要介護 4	271,065 円	27,107 円
要介護 5	294,735 円	29,474 円

介護予防特定施設入居者生活介護

	月額	自己負担額 (1割負担の場合)
要支援 1	75,511 円	7,552 円
要支援 2	120,396 円	12,040 円

夜間看護体制加算	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
個別機能訓練加算	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
生活機能向上連携加算	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
サービス提供体制強化加算	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 *1
入居継続支援加算	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 *1
医療機関連携加算	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
口腔衛生管理体制加算	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
退院・退所時連携加算	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
看取り介護加算	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 *2
介護職員処遇改善加算	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
身体拘束廃止未実施減算	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
若年性認知症入居者受入加算	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
認知症専門ケア加算	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
栄養スクリーニング加算	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

\*1 入居継続支援加算とサービス提供体制強化加算の両方を算定できる場合、要介護の方は「入居継続支援加算」を適用し、要支援の方には「サービス提供体制強化加算」を適用します。

\*2 本施設においては、利用者・家族の状況および本施設・かかりつけ医療機関等の体制を考慮の上、看取り対応の可否を個別に判断いたします。したがって、看取りの対応に関しましては、利用者および保証人の意向に添えない場合があります。また、上記の条件を満たした上で本施設において看取りを行う場合であって、かつ看取り介護加算を算定する場合には、本施設は、あらかじめ利用者および保証人に対して説明いたします。

(3) 月払い方式

費用の支払方法※9	<p>・敷金は契約締結後、請求書を発行いたします。お支払方法は、請求書記載の振込期日までに指定銀行口座へお振込みのみとさせていただきます。</p> <p>※本契約が終了した場合、ベネッセスタイルケアは、契約終了日と居室の明渡し完了日との、いずれか遅い日が属する月の翌々月末日までに、敷金を利用者へ返還します。敷金を返還する時点において、不払いが存在する場合、当該不払いの額を控除した残額のみを利用者に返還します。</p> <p>・月額利用料その他は、原則、毎月自動振替</p> <p>前月の利用に係る料金その他精算を必要とする費用に関する請求書を毎月15日までに送付します。自動振替の場合は当月26日にご指定いただいた銀行口座より引き落とし、お振込みの場合は当月26日までに指定口座にお振込み願います。</p> <p>※26日が金融機関の休業日の場合は翌営業日</p> <p>※金融機関での手続が完了するまでの1～2ヶ月間は銀行口座へのお振込みとなります。</p>							
敷金	808,800～1,618,200 円 ※敷金については、保全措置を講じておりません。							
月額利用料	280,707～561,514 円							
年齢に応じた金額設定	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有							
要介護度に応じた金額設定	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有							
料金プラン※10 (単位：円)	プラン名	月額利用料	内訳					その他
			管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	
	A1 タイプ 月額支払型契約	280,707	123,197	0	22,710	一部実費	134,800	—

プラン名	月額利用料	内訳																														
		管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	その他																									
A2 タイプ 月額支払型契約	290,207	123,197	0	22,710	一部実費	144,300	—																									
B1 タイプ 月額支払型契約 (1名利用)	511,704	238,294	0	22,710	一部実費	250,700	—																									
B1 タイプ 月額支払型契約 (2名利用)	542,514	246,394	0	45,420	一部実費	250,700	—																									
B2 タイプ 月額支払型契約 (1名利用)	530,704	238,294	0	22,710	一部実費	269,700	—																									
B2 タイプ 月額支払型契約 (2名利用)	561,514	246,394	0	45,420	一部実費	269,700	—																									
算定根拠 ※11	管理費	施設の維持・管理費、水道費、共用部の電気料金、厨房運営費等																														
	介護費用	要介護認定が自立の場合：「自立」は介護保険給付の対象とはなりません。「自立者生活支援費用」をご負担いただきます。 自立者生活支援費用 69,635 円 ※介護保険サービスの自己負担額は含まれていません。																														
	食費	【食材費】 朝食 237 円、昼食 271 円、夕食 249 円 1 日当たり 757 円×30 日で積算（一人当たり）																														
	光熱水費	居室内の電気料金は実費、それ以外は管理費に含みます。																														
	家賃相当額	居室および共用施設の家賃相当額です。 【月額支払型の家賃相当額の算定方法】 当社における入居金型契約と月額支払型契約における退去率と一定期間の空室発生や一入居者当たりの販売管理費、原状回復費用等を踏まえて、長期にわたって安定的な経営ができるように設定しております。																														
	その他	なし																														
月額利用料に含まれない実費負担等 ※12	医療費、紙おむつ等の介護消耗品、化粧品、衣類、クリーニング、理容・美容、嗜好品等、専ら利用者の個人的利用、使用に係る費用、については実費をご負担いただきます。また、有料サービスの利用料および月額利用料に含まれないサービス等は、(別添 1) 介護サービス等の一覧表・有料サービス一覧表に定めるとおりです。																															
介護保険に係る利用料 ※13 (介護保険給付費の自己負担額は、介護保険の「負担割合証」に記載されている自己負担割合に基づき計算された金額が自己負担)	利用者ごと、要介護（要支援）認定の結果に応じて、以下のようになります。  ※「基本報酬」に、「夜間看護体制加算」「医療機関連携加算」「個別機能訓練加算」「生活機能向上連携加算（100 単位/月）」「介護職員処遇改善加算」「サービス提供体制強化加算（18 単位/日）」「口腔衛生管理体制加算」を含めた 1 割負担の方の場合における自己負担額（目安）です。 「入居継続支援加算」「看取り介護加算」「退院・退所時連携加算」は含まれていません。 なお、下表の金額は、「入居継続支援加算」を算定した場合に、要介護の方の負担は増加するなど、算定した加算の内容等によって実際の自己負担額と異なる場合があります。 ※自己負担割合が 2 割の場合の自己負担額は、1 割の場合の概ね 2 倍の金額に、3 割の場合は、1 割の場合の概ね 3 倍の金額になります。																															
	<p>特定施設入居者生活介護</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月額</th> <th>自己負担額 (1割負担の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護 1</td> <td>202,168 円</td> <td>20,217 円</td> </tr> <tr> <td>要介護 2</td> <td>224,787 円</td> <td>22,479 円</td> </tr> <tr> <td>要介護 3</td> <td>248,800 円</td> <td>24,880 円</td> </tr> <tr> <td>要介護 4</td> <td>271,065 円</td> <td>27,107 円</td> </tr> <tr> <td>要介護 5</td> <td>294,735 円</td> <td>29,474 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>介護予防特定施設入居者生活介護</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月額</th> <th>自己負担額 (1割負担の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援 1</td> <td>75,511 円</td> <td>7,552 円</td> </tr> <tr> <td>要支援 2</td> <td>120,396 円</td> <td>12,040 円</td> </tr> </tbody> </table>							月額	自己負担額 (1割負担の場合)	要介護 1	202,168 円	20,217 円	要介護 2	224,787 円	22,479 円	要介護 3	248,800 円	24,880 円	要介護 4	271,065 円	27,107 円	要介護 5	294,735 円	29,474 円		月額	自己負担額 (1割負担の場合)	要支援 1	75,511 円	7,552 円	要支援 2	120,396 円
	月額	自己負担額 (1割負担の場合)																														
要介護 1	202,168 円	20,217 円																														
要介護 2	224,787 円	22,479 円																														
要介護 3	248,800 円	24,880 円																														
要介護 4	271,065 円	27,107 円																														
要介護 5	294,735 円	29,474 円																														
	月額	自己負担額 (1割負担の場合)																														
要支援 1	75,511 円	7,552 円																														
要支援 2	120,396 円	12,040 円																														

	夜間看護体制加算 (■有 □無) 個別機能訓練加算 (□有 ■無) 生活機能向上連携加算 (□有 ■無) サービス提供体制強化加算 (■有 □無) *1 入居継続支援加算 (□有 ■無) *1 医療機関連携加算 (■有 □無) 口腔衛生管理体制加算 (■有 □無) 退院・退所時連携加算 (■有 □無) 看取り介護加算 (■有 □無) *2 介護職員処遇改善加算 (■有 □無) 身体拘束廃止未実施減算 (□有 ■無) 若年性認知症入居者受入加算 (■有 □無) 認知症専門ケア加算 (□有 ■無) 栄養スクリーニング加算 (□有 ■無)
	*1 入居継続支援加算とサービス提供体制強化加算の両方を算定できる場合、要介護の方は「入居継続支援加算」を適用し、要支援の方には「サービス提供体制強化加算」を適用します。 *2 本施設においては、利用者・家族の状況および本施設・かかりつけ医療機関等の体制を考慮の上、看取り対応の可否を個別に判断いたします。したがって、看取りの対応に關しましては、利用者および保証人の意向に添えない場合があります。また、上記の条件を満たした上で本施設において看取りを行う場合であつて、かつ看取り介護加算を算定する場合には、本施設は、あらかじめ利用者および保証人に対して説明いたします。

(4) 共通事項

改定ルール (勘案する要素及び改定手続き等)	・月額施設利用料および有料サービスの単価については、消費者物価指数及び人件費、また諸種の経済状況の変化などを勘案し、事業の安定的継続の視点から、運営懇談会の意見を聞いて、改定する場合があります。 ・介護保険給付費については、介護保険の介護給付基準が変更される場合には、それに従って変動します。 ・自立者生活支援費用については、消費者物価指数および人件費、また諸種の経済状況の変化や介護保険制度の改正などを勘案し、事業の安定的継続の視点から、運営懇談会の意見を聞いて、改定する場合があります。 ・入居金、敷金、家賃相当額および介護保険給付費は消費税非課税です。それ以外の費用には消費税が課税されます。消費税率が改定になった場合は、改定内容及び法令等の定めにしたがい、利用料も変更になります。
一時金の保全措置	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 保全措置の内容 (銀行保証) 無の場合の理由
サービスの提供に伴う事故等が発生した場合の損害賠償保険等への加入	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 有の場合の保険名 (福祉事業者総合賠償責任保険)
消費税の対象外とする利用料等	入居金、敷金、家賃相当額、介護保険に係る利用料
短期利用の設定 (短期利用特定施設入居者生活介護の届出がある)	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 有の場合は (別添2) 短期利用のサービス等の概要参照

- ※7 総額表示のこと。
- ※8 一時金方式と月払い方式の併用の場合は選択方式とする。
- ※9 入居一時金や月額利用料の請求時期や支払い方法等を記入する。
- ※10 複数の料金プランがあるときはそれぞれのプランの金額を示す。  
 多様なプランがあるときは別紙による明記でも可能だが、その場合でも、最低額、最高額、標準的な額のプランは枠内に記載すること。
- ※11 介護費用は介護保険に係る利用料を除く。食費が1日単位の場合は、1か月30日の場合の費用を記入するとともに、その旨記入する。  
 光熱水費は当該費用に含まない部分 (居室等) の負担がある場合は、その旨記入する。
- ※12 見込まれる総ての項目名を列記すること。
- ※13 夜間看護体制加算、医療機関連携加算、個別機能訓練加算、生活機能向上連携加算、介護職員処遇改善加算、サービス提供体制強化加算及び口腔衛生管理体制加算を含めて記入する。

4 サービスの内容  
(1) 全体の方針

運営に関する方針	<p>私たちは、介護保険制度に則った適切な手順でサービスを実施することにより、常にサービスの品質を高める努力をいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご入居者の毎日が輝くお手伝いはご入居者を良く知り、適切なケアプランをつくることから始まります。私たち全員がケアプランづくりの責務を担っていることを認識し、協力して適切なケアプランをつくります。</li> <li>・ケアプランの確実な実行によりご入居者の生活の質を高めます。</li> <li>・ご入居者の心身の状況の変化や要望の変化を的確に捉え、常にサービスを見直します。</li> </ul>
サービスの提供内容に関する特色	<p>ご利用者の毎日が輝くために</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 私は、介護という仕事にたずさわられる感謝を常に忘れず、ご利用者の心身両面の支えとなります。</li> <li>○ 介護のプロとしての誇りを持って、介護技術の向上に努めます。</li> <li>○ 私は、ご利用者のお話を心の耳で聴き、共感します。</li> <li>○ 私は、ご利用者のことを人生の先輩として尊敬し、その方のことをたくさん知るようにつとめます。</li> <li>○ 私は、ご利用者の喜びを自分自身の喜びととらえ、毎日が輝くお手伝いをあきらめることなく追求していきます。</li> <li>○ 私は、一回でも多く、ご利用者に笑っていただけるよう、ご利用者と一緒を楽しみます。</li> </ul>
入浴、排せつ又は食事の介護	① 自ら実施 2 委託 3 なし
食事の提供	1 自ら実施 ② 委託 3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	① 自ら実施 2 委託 3 自ら実施（一部委託） 4 なし
健康管理の供与	① 自ら実施 2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし

(2) 介護サービスの内容

月額利用料（介護費用、光熱水費、家賃相当額を除く）に含まれるサービスの内容・頻度等	管理費	施設の維持・管理費、水道費、共用部の電気料金、厨房運営費等
	食費	1日3食および茶菓子の提供
	その他	なし
(介護予防)特定施設入居者生活介護による保険給付及び介護費用によりホームが提供する介護サービスの内容・頻度等	(別添1) 介護サービス等の一覧表・有料サービス一覧表による	
月額利用料に含まれない実費負担の必要なサービスとその利用料	医療費、紙おむつ等の介護消耗品、化粧品、衣類、クリーニング、理容・美容、嗜好品等、専ら利用者の個人的利用、使用に係る費用、については実費をご負担いただきます。 また、有料サービスの利用料および月額利用料に含まれないサービス等は、(別添1) 介護サービス等の一覧表・有料サービス一覧表に定めるとおりです。	
一部又は全部の業務を委託する場合は委託先及び委託内容 ※14	給食業務：株式会社LEOC	
苦情解決の体制（相談窓口、責任者、連絡先、第三者機関の連絡先等） ※15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当ホーム内：ホーム長 044-740-0031</li> <li>・(株)ベネッセスタイルケア ご意見受付窓口 0120-251-662 (平日 09:30-18:00 定休日 土日、祝日、年末年始)</li> <li>・川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 044-200-2910</li> <li>・神奈川県国民健康保険団体連合会 0570-022110</li> </ul>	
事故発生時の対応（医療機関等との連携、家族等への連絡方法・説明等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベネッセスタイルケアは、利用者の病状の急変、その他の事故が発生した場合には、速やかに保証人や利用者の家族に連絡をとるとともに、主治の医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。</li> <li>・ベネッセスタイルケアは、状況、処置等の記録を残し、必要に応じて市区町村へ報告します。</li> <li>・ベネッセスタイルケアは、対処方法について、ホーム内で対応マニュアルを定めており、都度その原因を解明し、再発生しないように対策を講じます。</li> </ul>	

事故発生の防止のための指針	□無 ■有	
損害賠償（対応方針及び損害保険契約の概要等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベネッセスタイルケアは、施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険に加入しています。</li> <li>・ベネッセスタイルケアは、本件サービスの提供に伴って、ベネッセスタイルケアの責に帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼし、法的な賠償責任を負う場合は、利用者に対して、その損害を賠償します。</li> <li>・ベネッセスタイルケアは、利用者が快適かつ心身ともに充実し安定した生活を営んでいただくために、最善の注意をもってサービス提供を行うよう努めておりますが、通常の注意義務を超えて事故等が発生し、その原因がベネッセスタイルケアに起因しない場合には、責任を負いかねる場合があることを、予めご同意ください。よって、例えば、完全な転倒防止等をお約束することはいたしかねます。</li> </ul>	
(社)全国有料老人ホーム協会及び同協会の入居者基金制度への加入状況	協会への加入	■無 □有
	入居者基金への加入	■無 □有
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組みの状況	有	実施日 毎年12月頃
		実施内容 利用者アンケート調査
第三者による評価の実施状況	無	
やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き	<p>ホームは、サービスの提供にあたっては、利用者の生命または身体を保護するため、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件すべてを満たす緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、本人またはご家族に十分説明を行い、その態様および時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、ご家族等の要求がある場合および行政機関等の指示等がある場合には、開示します。また、身体拘束廃止・虐待防止のために以下の取り組みを実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルの整備</li> <li>・年1回以上、研修の実施</li> <li>・「身体拘束廃止・虐待防止委員会」の月1回以上の定期開催</li> <li>・虐待が発生した場合、直ちに必要な措置を講じるとともに、保証人または利用者のご家族、および行政機関への速やかな報告</li> </ul>	

※14 施設の警備業務など入居者の処遇と直接関わらない業務は除く。

※15 施設の体制と併せて、神奈川県国民健康保険団体連合会や(社)全国有料老人ホーム協会など、入居者が利用可能な第三者機関及び行政の担当部署の名称及び連絡先を記入。

#### 5 介護を行う場所等

要介護時(認知症を含む)に介護を行う場所	各居室
入居後に居室へ移る場合(判断基準、手続、追加費用の要否、居室利用権の取扱い等)	
従前の居室から別の居室へ住み替える場合(同上)	
提携ホームへ住み替える場合(同上)	

## 6 医療

協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名称	医療法人社団 明芳会 横浜新都市脳神経外科病院
	診療科目	脳神経外科、整形外科、内科、循環器内科、リハビリテーション科、麻酔科
	所在地	神奈川県横浜市青葉区荏田町433
	距離及び所要時間	約9.2km（自動車で約19分）
	協力内容	協力医療機関は、ホームの要請に応じて、利用者の入院・外来受診の受入れを行います。ただし、受入れの可否、時期、条件等については、利用者の身体状況や協力医療機関の診療体制、混雑状況等に応じての対応となります。 利用者が協力医療機関を受診する場合には、利用者と医療機関の直接の診療契約が必要です。（医療費は利用者負担）
協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名称	医療法人社団 亮友会 福住医院
	診療科目	一般外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、皮膚科、内科、訪問診療、通所リハビリテーション
	所在地	神奈川県川崎市高津区末長3-12-3
	距離及び所要時間	約2.0km（自動車で約10分）
	協力内容	協力医療機関の医師は、ホームからの、利用者の健康管理等に関する相談に応じます。また緊急時には、利用者が適切な治療、入院加療または健康管理が受けられるよう、可能な限り、ホームからの相談に応じると共に、他の近隣医療機関等の紹介に努めます。 利用者が協力医療機関を受診する場合には、利用者と医療機関の直接の診療契約が必要です。（医療費は利用者負担）
協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名称	医療法人社団 和啓会 メディクスクリニック溝の口
	診療科目	内科、呼吸器科、アレルギー科、消化器科、精神科
	所在地	神奈川県川崎市高津区下作延5-11-12
	距離及び所要時間	約4.4km（自動車で約17分）
	協力内容	協力医療機関の医師は、ホームからの、利用者の健康管理等に関する相談に応じます。また緊急時には、利用者が適切な治療、入院加療または健康管理が受けられるよう、可能な限り、ホームからの相談に応じると共に、他の近隣医療機関等の紹介に努めます。 利用者が協力医療機関を受診する場合には、利用者と医療機関の直接の診療契約が必要です。（医療費は利用者負担）
協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名称	一般財団法人 聖マリアンナ会 東横恵愛病院
	診療科目	内科、精神科、心療内科
	所在地	神奈川県川崎市宮前区有馬4-17-23
	距離及び所要時間	約6.1km（自動車で約13分）
	協力内容	協力医療機関は、ホームの要請に応じて、利用者の入院・外来受診の受入れを行います。ただし、受入れの可否、時期、条件等については、利用者の身体状況や協力医療機関の診療体制、混雑状況等に応じての対応となります。 利用者が協力医療機関を受診する場合には、利用者と医療機関の直接の診療契約が必要です。（医療費は利用者負担）
協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名称	医療法人社団 明芳会 江田記念病院
	診療科目	内科、精神科、心療内科、消化器内科、循環器内科、糖尿病内科、整形外科、皮膚科、外科、リハビリテーション科、脳神経内科
	所在地	神奈川県横浜市青葉区あざみ野南1-1
	距離及び所要時間	約9.5km（自動車で約19分）
	協力内容	協力医療機関は、ホームの要請に応じて、利用者の入院・外来受診の受入れを行います。ただし、受入れの可否、時期、条件等については、利用者の身体状況や協力医療機関の診療体制、混雑状況等に応じての対応となります。 利用者が協力医療機関を受診する場合には、利用者と医療機関の直接の診療契約が必要です。（医療費は利用者負担）

協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名称	日本医科大学武蔵小杉病院
	診療科目	循環器内科、呼吸器内科、腎臓内科、内分泌・糖尿病・動脈硬化内科、神経内科、リウマチ・膠原病内科、腫瘍内科、皮膚科、放射線科、心臓血管外科、呼吸器外科、乳腺外科、内分泌外科、整形外科、眼科、女性診療科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、麻酔科、脳神経外科
	所在地	神奈川県川崎市中原区小杉町 1-396
	距離及び所要時間	約 3.6km（自動車で約 8 分）
協力内容	<p>協力医療機関は、ホームの要請に応じて、利用者の入院・外来受診の受入れを行います。ただし、受入れの可否、時期、条件等については、利用者の身体状況や協力医療機関の診療体制、混雑状況等に応じての対応となります。</p> <p>利用者が協力医療機関を受診する場合には、利用者と医療機関の直接の診療契約が必要です。（医療費は利用者負担）</p>	
入居者が医療を要する場合の対応（入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等）	<p>・疾病・負傷等により治療が必要となった場合には、利用者の意思を確認し、保証人の同意を得て、協力医療機関、近隣の診療所等の受診に協力します。協力医療機関以外の受診・治療は、原則、ご利用者・ご家族にてご対応をお願いいたします。</p> <p>※医療費は利用者の負担となります。</p> <p>・入院治療を必要とする場合は、利用者の意思を確認し、保証人の同意を得て、医師の判断／指示により、近隣病院への入院の協力をいたします。</p> <p>入院による不在が3ヶ月を超えた場合には、契約維持について、ホームよりご利用者／ご家族にご相談させていただきます。</p> <p>※医療費は利用者の負担となります。</p> <p>※入院期間における利用料の取扱いについては、「2泊3日以上不在時の扱い」に準じます。</p> <p>・夜間・緊急時の対応については、ホーム利用開始時に、「夜間・緊急時対応確認書」を作成、ご提出いただき、連絡先・対応方法を確認します。</p> <p>※ホームでは、あくまで「人命尊重」の原則に従って緊急時対応を行います。ご家族への連絡がつかなかった場合、ご家族からの指示をいただかないうちに、救急処置、緊急入院・手術などの医療処置におよぶ場合があります。</p>	

7 入居状況

この項目の情報は、2019年6月の情報です。

入居者数及び定員	45人（定員 49人）				
入居者内訳	性別	男性	10人	女性	35人
	介護の要否別	自立	1人		
		要介護	35人		
		要介護1	8人		
		要介護2	10人		
		要介護3	6人		
		要介護4	9人		
		要介護5	2人		
要支援		9人			
要支援1	5人				
要支援2	4人				
未認定	0人				
平均年齢	90.0歳（男性 87.2歳 女性 90.8歳）				
運営懇談会の開催状況（開催回数、設置者の役員を除く参加者数、主な議題等）	ベネッセスタイルケアは、本契約の履行に伴って生ずる諸種の問題に関し、契約当事者が意見交換を行う場として運営懇談会を設置し、年1回定例会を、また必要に応じて臨時会を開催します。運営懇談会の構成員は、利用者、保証人、当ホームの管理者ならびにその他の職員とします。				

注) 介護の要否別及び平均年齢については、入居者数が少ない等の状況により、個人が特定される場合には、プライバシー保護の観点から記入する必要はない。

8 職員体制  
 (1) 職種別の職員数等

この項目の情報は、2019年6月実績の情報です。

	職員数	常勤換算後の		夜間勤務職員数 (20時00分～翌07時 00分) (最少人数)	備考(兼務・委託等)
		人数	うち自立対応		
従業者の内訳	管理者	1 ( 0)			
	生活相談員	4 ( 1)	1.0		介護職員
	直接処遇職員	27 ( 13)	20.3		2
	介護職員	24 ( 11)	18.3		2 生活相談員
	看護職員	3 ( 2)	2.0		
	機能訓練指導員	1 ( 1)			
	理学療法士	1 ( 1)			
	作業療法士	0 ( 0)			
	言語聴覚士	0 ( 0)			
	その他	0 ( 0)			
	計画作成担当者	1 ( 1)			
	医師	( )			
	栄養士	( )			外部委託
	調理員	( )			外部委託
	事務職員	2 ( 2)			
	その他職員	6 ( 6)			
合計	42 ( 24)			2	

注1) 職員数欄の( )内は、非常勤職員数で内数。

2) 直接処遇職員は、要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供する職員と自立者に対して一時的な介護その他日常生活上必要な援助を行う職員を合わせた数とし、また、常勤換算後の人数において、自立者対応の人数を内数で記入。

3) 機能訓練指導員及び計画作成担当者が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数に※印をつけるとともに、兼務している職名を備考欄に記入。

4) 備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員等の機能訓練指導員兼務、計画作成担当者の介護支援専門員資格等を記入。

(2) 職員の状況

管理者	他の職務との兼務		1 あり 2 なし							
	業務に係る資格等		1 あり							
	資格等の名称		介護福祉士							
	2 なし									
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
前年度1年間の退職者数	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
業務に 応じた 職員の 経験年 数の 人数	1年未満	0	1	4	3	1	1	0	0	1
	1年以上	0	0	2	2	1	0	0	0	0
	3年未満									
	3年以上	1	0	6	4	1	0	0	0	0
	5年未満									
	5年以上	0	1	1	2	0	0	0	1	0
10年未満										
10年以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
従業者の健康診断の実施状況	1 あり 2 なし		1 あり 2 なし							

○要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

(特定施設入居者生活介護事業者(介護予防特定施設入居者生活介護を含む)の指定を受けた施設のみ記入。利用者数の「前年度の平均値」及び職員数の「常勤換算方法」等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)等の規定によること)

	前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値※18
要支援者の人数	9.2	8.7	8.4
要介護者の人数	31.5	36.1	37.4
指定基準上の直接処遇職員の人数※16	11.5	13.0	13.4
配置している直接処遇職員の人数※17	20.4	19.9	20.1
要支援者・要介護者の合計数人に対する配置直接処遇職員の人数の割合	1.7:1	2.0:1	2.0:1
常勤換算の考え方	常勤職員が勤務すべき時間数で除して算出		
従業者の勤務体制の概要	介護職員 早番 07:00~16:00 日勤 08:30~17:30 遅番 12:00~21:00 夜勤 16:00~翌10:00		
	看護職員 早番 08:00~17:00 日勤 ~ 遅番 09:00~18:00 夜勤 ~		

※16 常勤換算後の人数。

※17 常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。

※18 今年度の平均値は、作成日の3ヶ月前までの平均値。

○介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

社会福祉士	0人 ( 0人)	実務者研修	2人 ( 0人)
介護福祉士	10人 ( 0人)	初任者研修	12人 ( 0人)
介護支援専門員	0人 ( 0人)	無資格者	0人 ( 0人)

注) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。他の資格を持っている職員を( )に外数で記入する。

9 入居・退去等

入居者の条件(年齢、心身の状況(自立・要支援・要介護)等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約締結時に原則満65歳以上の方 ※満65歳未満の方はご相談ください。</li> <li>・常時または随時、身の回りのお世話や見守りが必要な方</li> <li>・規定の利用料の支払いが可能な方</li> <li>・公的な医療保険に加入されている方</li> <li>・公的な介護保険に加入されている方</li> <li>・保証人を定められる方 ※身元保証会社等を保証人とすることを希望される場合や保証人を定められない場合にはご相談ください。</li> <li>・当ホームの利用契約書・管理規程等をご承諾いただき円滑に共同生活が営める方</li> </ul>
身元引き受け人等の条件及び義務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者には保証人を1名定めていただきます。保証人は個人とします。</li> <li>・当ホームの利用契約から生ずる、利用者のすべての債務の連帯保証</li> <li>・利用契約終了時の利用者の身柄引取り</li> <li>・介護サービス提供計画書(生活プラン)への同意</li> <li>・利用者の治療、入院に関する手配の協力</li> <li>・利用者の治療等に関して、医療機関から医療同意を求められ、利用者がその意思を示すことができない場合、利用者に代わってその対応および手続きを行うこと</li> <li>・利用契約終了時に利用者が生存していない場合の、返還金等の返還先銀行口座の指定等</li> <li>※保証人が上記義務の履行が困難になった場合には、利用者は新たな保証人を速やかに選定し、ベネッセスタイルケアに通知します。</li> </ul>
生活保護受給者の受入れ対応	<p>■否 □可</p>

施設又は入居者が入居契約を解除する場合の事由及び手続等 ※19	<p><b>【利用者からの解約】</b>          利用者は、ベネッセスタイルケアに対して、少なくとも1ヶ月前に書面で通知することによりいつでも本契約を解約することができます。ただし、利用開始日の前日までにベネッセスタイルケアに対して書面で解約の申し入れを行った場合には、利用者はいつでも本契約を解約することができます。          ※「1ヶ月前」とは暦月での基準となります。例えば、7月20日契約解除のご希望があれば、前月6月20日以前の「契約解除届」提出が必要となります。</p> <p><b>【ベネッセスタイルケアからの解約】</b>          次の事由に該当する場合には、ベネッセスタイルケアは、少なくとも3ヶ月前に利用者および保証人に対して理由を示した書面により解約を申し入れることにより、本契約を解約することができます。この場合、ベネッセスタイルケアは、利用者および保証人に対して説明および協議の場を設けるものとします。          ①利用者が、利用料その他の支払いを1ヶ月以上滞納したとき          ②利用契約「禁止または制限される行為」の規定のいずれかに違反したとき          ③保証人が利用契約「保証人」の規定を遵守しなかったとき          ④利用者が、重篤な感染症にかかり、または保持し、利用者に対する通常の介護方法では感染を防止することができないとき          ⑤利用者・保証人または利用者の家族・その他の関係者の言動及び要望等が、利用者自身または他の利用者あるいはベネッセスタイルケアの従業員の心身または生命に危害を及ぼすおそれがあるとき、または他の利用者への本件サービスの提供に著しく悪影響を及ぼしたとき          ⑥利用者、保証人または利用者の家族・その他関係者が、ベネッセスタイルケアの事業運営に支障を及ぼしたとき          ⑦利用者が、医療施設への恒常的な入院入所を要する状態となるなど、本施設において利用者に対する適切な本件サービスの提供が困難であると合理的に判断されるとき          ⑧利用者が本施設を不在にする期間が連続して3ヶ月を超え、本施設への復帰が困難、あるいは利用者に復帰の意思がないと合理的に判断されるとき          ⑨天災、法令の改変、その他やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小するとき          ⑩利用者・保証人または利用者の家族が、ベネッセスタイルケアまたはその従業員あるいは他の利用者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行ったとき          ※上記①以外については、利用者自身、他の利用者あるいはベネッセスタイルケアの従業員の心身または生命に危害を及ぼすおそれがあるとき、または他の利用者への本件サービスの提供に著しく悪影響を及ぼすときは、3ヶ月前に理由を示した書面による申し入れをせずに、解約することができます。</p> <p><b>【契約の自動終了】</b>          次の事由に該当する場合には、本契約は自動的に終了します。          ・利用者が死亡したとき</p>																					
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="204 1272 395 1305">退去者別の人数</td> <td data-bbox="403 1272 738 1305">自宅等</td> <td data-bbox="746 1272 1391 1305">0人</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="403 1305 738 1339">社会福祉施設</td> <td data-bbox="746 1305 1391 1339">0人</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="403 1339 738 1373">医療機関</td> <td data-bbox="746 1339 1391 1373">3人</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="403 1373 738 1406">死亡者</td> <td data-bbox="746 1373 1391 1406">9人</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="403 1406 738 1440">その他</td> <td data-bbox="746 1406 1391 1440">2人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1440 395 1473">生前解約の状況</td> <td data-bbox="403 1440 738 1473">施設側の申し出</td> <td data-bbox="746 1440 1391 1473">0人</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="403 1473 738 1507">入居者側の申し出</td> <td data-bbox="746 1473 1391 1507">5人</td> </tr> </table>	退去者別の人数	自宅等	0人		社会福祉施設	0人		医療機関	3人		死亡者	9人		その他	2人	生前解約の状況	施設側の申し出	0人		入居者側の申し出	5人
退去者別の人数	自宅等	0人																				
	社会福祉施設	0人																				
	医療機関	3人																				
	死亡者	9人																				
	その他	2人																				
生前解約の状況	施設側の申し出	0人																				
	入居者側の申し出	5人																				

※19 入居契約の条項に沿って、解除の事由及び手続、予告期間、入居一時金の返還時期等を正確に記入。

10 情報開示

入居希望者等への情報開示 ※20	重要事項説明書の公開	■公開 ( <input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写し交付 )	<input type="checkbox"/> 非公開
	入居契約書の公開	■公開 ( <input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写し交付 )	<input type="checkbox"/> 非公開
	管理規程の公開	■公開 ( <input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写し交付 )	<input type="checkbox"/> 非公開
	財務諸表の公開	■公開 ( <input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写し交付 )	<input type="checkbox"/> 非公開
	事業収支計画の公開	<input type="checkbox"/> 公開 ( <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写し交付 )	■非公開

※20 指針上、重要事項説明書、入居契約書及び管理規程は写し交付、その他は少なくとも閲覧であることに留意すること。

添付書類：(別添1) 介護サービス等の一覧表・有料サービス一覧表  
 (別添2) 短期利用のサービス等の概要(設定がある場合のみ)  
 (別添3) 有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表

重要事項説明書及び添付書類の各項目について説明を受け、理解しました。

年 月 日

利用者署名① \_\_\_\_\_ 印

利用者署名② \_\_\_\_\_ 印

保証人署名 \_\_\_\_\_ 印

説明者職・氏名

職 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印